

# 令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況について

～「民事上の個別労働紛争の相談件数が増加、  
「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が引き続き最多～

愛媛労働局では、このたび、令和3年度の個別労働紛争解決制度の運用状況を取りまとめました。今回の運用状況を受けて、当局では、引き続き個別労働紛争解決制度の運用を的確に行うとともに、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。労使間でのトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへお気軽にご相談ください。

1. 総合労働相談件数は前年度よりも減少するも、民事上の個別労働紛争相談件数は過去最多（図1参照）  
・総合労働相談件数13,331件（前年度比10.9%減）、民事上の個別労働紛争相談件数3,586件（同3.1%増）
2. 民事上の個別労働紛争相談件数のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が前年度に引き続き最多（図1、図2参照）  
・「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が1,095件（前年度比11.2%増）、初めて1,000件を超えた。
3. 紛争解決援助制度の「労働局長の助言・指導」の申出件数は前年度より減少するも、「あっせん」の申請件数は前年度比約1.5倍増加（図3参照）。両制度とも「いじめ・嫌がらせ」の件数が最も多い。（  
・「労働局長の助言・指導」とは紛争当事者間での紛争解決に向けて労働局が必要な助言・指導を行う制度  
・「あっせん」とは労働問題の専門家であるあっせん委員のあっせんにより紛争当事者の和解を目指す制度  
・「いじめ・嫌がらせ」に関する助言・指導申出件数19件（全体に占める割合：16.0%）、「いじめ・嫌がらせ」に関するあっせん申請件数22件（同：47.8%）

図1 労働相談件数の推移（※1）

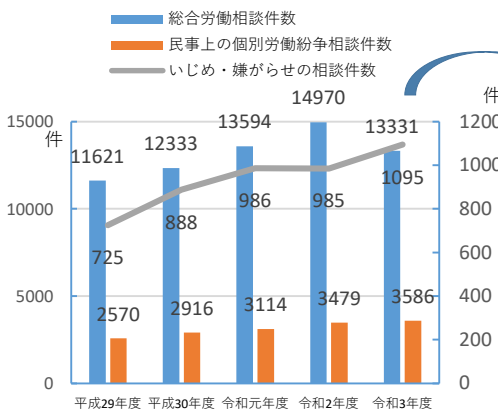


図2 令和3年度個別労働紛争の相談の内容別割合（※2）

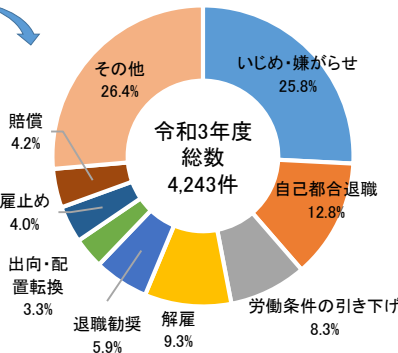
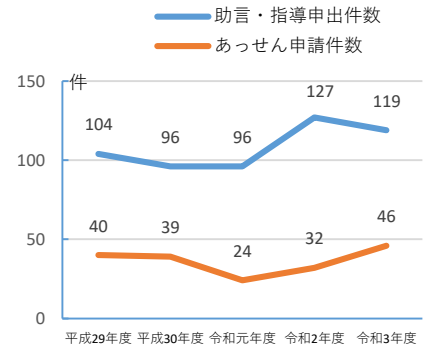


図3 紛争解決援助制度の運用状況



※1 民事上の個別労働紛争相談件数には 労働施策総合推進法上のパワハラに関する相談は含みません。  
※2 1件の個別労働紛争相談につき、複数の内容の相談がなされることがあるため、相談件数と内容別合計数は合致しません。

## ◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655